

① 対策地域内廃棄物

- 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域※**内にある**廃棄物**のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
(=旧警戒区域、旧計画的避難区域を含む市町村)

＜対策地域内廃棄物の例＞

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等

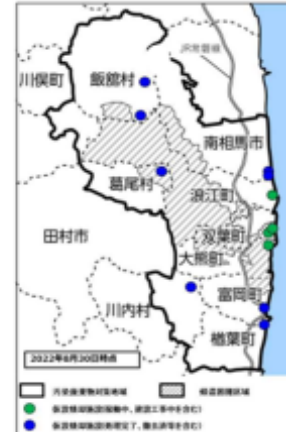
② 指定廃棄物

- 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定※**を受けた**廃棄物**

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

＜指定廃棄物の例＞

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物（稲わら、堆肥） 等



焼却灰



農林業系副産物(稲わら)

⇒ 特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）は国が処理

環境省作成

現在、福島県の10市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域（環境大臣が、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があると指定する地域。除染特別地域と同じ。）として指定されており、この地域内から排出される廃棄物については、対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めています。

また、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物は、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

これら、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を合わせて特定廃棄物と言います。

本資料への収録日：2023年3月31日

改訂日：2025年3月31日